

## 資格喪失年齢引上げ、中途脱退要件緩和に関するQ&A(DC)

対象先	DB年金	厚生基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

### ポイント

- 平成26年1月1日施行のDCの資格喪失年齢引上げ（60歳→65歳）、中途脱退要件緩和に関するQ&Aが公開された。

- ※1 「[企業型年金加入者の資格喪失年齢引上げに関するQ&A](#)」（厚生労働省HP）
- ※2 「[継続個人型年金運用指図者の中途脱退要件緩和に関するQ&A](#)」（厚生労働省HP）
- ※3 年金ニュース [No.302](#) ご参照

### 資格喪失年齢引上げに関するQ&A(主なもの)

項目	質問事項	回答
継続雇用①	資格喪失年齢の引上げの対象となる者は、どのような者か。	同一事業所において60歳以前から継続して雇用されている者が対象である。
継続雇用②	資格喪失年齢が引き上げられたDCを実施している企業A・企業Bが合併(企業Aが存続)した場合において、企業Bで加入者であった60歳以上の者は、企業Aでも継続して加入者となるか。	加入者となる。
継続雇用③	60歳時点で雇用主が関連会社に切り替わるケースにおいても、同一の企業型年金規約が適用されることを条件に、60歳以降も加入者資格を認める取扱いが可能か。	不可。同一の規約内の範囲で認めることとすると、単なる転職等の場合が含まれた場合について制度的に排除することが困難であるため、同一事業所に限ることとしている。

項目	質問事項	回答
資格喪失年齢の定め方①	資格喪失年齢として規約で定めることができるのは、「年齢」だけとなるのか。資格喪失の時期を定めることはできないのか。(例:満63歳に達した日の属する月の末日)	年齢のみである。
資格喪失年齢の定め方②	60歳超の企業の定年年齢より低い資格喪失年齢を定められると理解してよいか。	よい。なお、企業で定める定年年齢と規約で定める資格喪失年齢は一致させる必要はない。
資格喪失年齢の定め方③	連合型や総合型の規約の場合、実施事業所ごとに別表(別紙)にて異なる資格喪失年齢を定めることは可能か。	可能。
資格喪失年齢の定め方④	資格喪失年齢については、同一実施事業所内で職種毎に複数設定できるという認識でよいか。(営業職は65歳喪失、事務職は63歳喪失など)	同一事業所内で職種毎に複数設定可能。
加入者の範囲①	規約変更時点で60歳未満の加入者が、60歳に到達した際に加入者とならないことを選択することは可能か。	不可。定年延長、勤務延長、再雇用にかかわらず必ず加入者となる。
加入者の範囲②	60歳以上の者であっても、DB過去移換分(60歳未満の期間のものに限る)がある場合はDCへの加入が認められるとのことだが、必ず加入しなければならないのか。	本人の選択を認める旨規約に定められていれば、本人が任意に選択可能。 加入しない場合の代替措置は不要である。
加入者の範囲③	資格喪失年齢引上げのための規約変更を行った時点で運用指図者である者(老齢年金受給中の者を含む)については再加入のうえ拠出を行うことが認められる一方で、既に老齢給付金を一時金で受給済みの者については再加入が認められないのはなぜか。	今般の法改正は掛金の積み増しが可能な期間を延ばすことに主眼を置いたものであり、法令上、運用指図者(老齢年金受給中の者を含む。以下同様)が再加入して拠出を行うことが可能である旨は明示されていないが、運用指図者はDC制度内に残っており、その後も資産の積み増しが可能であることから、これを認めている。 一方、老齢給付金を一時金で受給済みである運用指図者でない者については、既にDC制度外の者となっており、通算加入者等期間の取扱いも老齢一時金請求時点で終了しているため、加入者になれない。

項目	質問事項	回答
給付の裁定①	老齢給付金の裁定請求は、再雇用時に継続加入後、雇用契約を更新した時点では可能か。	加入者となるため不可。資格喪失年齢が引き上げられた規約における裁定請求は、資格喪失年齢到達時及び退職時のみ可能であり、再雇用時においては受給は認められない。
給付の裁定②	63歳に定年延長を行った企業が、規約で63歳にあわせて資格喪失年齢を定めた場合、60歳以降(63歳より前)で資格喪失せずに老齢給付金を請求することは可能か。	不可。規約で定める年齢以下については、退職した場合に限って、老齢給付金の請求が可能。
給付の裁定③	年金受給中の者が再加入する場合、年金を受給しながら拠出もするということか。 受給中に拠出された掛金は随時その後の年金支払の中で払い出すこととなるのか。それとも受給中に拠出された掛金は受給中の資産とは別管理とし、再度、受給中の拠出資産に対する給付裁定が必要になるのか。	受給中に拠出された掛金は随時その後の年金支払の中で払い出すこととなる。
退職所得控除	60歳以降の掛金納付期間も、退職所得控除算定のための勤続年数に算入することは可能か。	不可。退職所得控除のための勤続年数に算入できるのは60歳までで60歳以降は算入できない。支給要件である通算加入者等期間も60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限るとあり、退職所得控除額に係る勤続年数の計算もこれを引用している。
通算加入者等期間	通算加入者等期間については、これまでと同様に60歳まででカウントされる理由は何か。単純に現行の60歳を65歳に引上げて通算加入者等期間は廃止としてもよいのではないか。	「10年加入要件」は確定拠出年金の年金性を担保するための要件の一つであり、廃止は不可。 今般の改正は、60歳以上でも企業が雇用している場合には掛金の拠出を認めるものであり、現行の60歳までに10年の拠出期間があるという原則を変えるものではない。

以上